

# 予算決算委員会経済環境分科会記録

1 日 時 令和3年12月13日（月曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時05分
再 開	午前10時54分
休 憩	午前11時16分
再 開	午前11時37分
休 憩	午前11時40分
再 開	午前11時41分
閉 会	午後 0時00分

2 場 所 第 3 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	押 田 大 祐
分科会副会長	尾 上 一 彦
委 員	飯 山 勝 彦
//	澤 田 和 秀
//	泉 英 之
//	上 野 蛍
//	舍 川 智 也

委 員 松 尾 茂  
// 鋪 田 博 紀

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【環境部】

部長	杉谷 要
理事（環境センター所長）	伊東 繁
部次長	茶木 聖一
環境政策課長	沼崎 益大
環境保全課長	飯田 哲
環境センター次長（管理課長）	長崎 秀樹
環境センター業務課長	田近 淳
環境政策課主幹（調整担当）	窪喜 大輔

### 【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	梅沢 宗仁
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	竹井 博文
商業労政課長	高橋 洋
工業政策課長	坂口 輝之
薬業物産課長	由水 正恵
観光政策課長	佐伯 徳生
公営競技事務所長	松本 晃司
職業訓練センター所長	宮田 一博
商業労政課主幹（調整担当）	仙石 正明

### 【農業委員会事務局】

事務局長	井水 清智
参事（事務局次長）	久郷 元幸

## 【農林水産部】

部長	山口 忠司
理事（農林水産部次長）	酒井 秀祐
部次長（技術担当）	本林 成元
農林事務所長	梅田 一好
地方卸売市場長	杉本 周児
参事（農村整備課長）	前田 剛
農政企画課長	三邊 泰弘
農業水産課長	谷井 隆彦
森林政策課長	金井 誠
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
農林事務所農地林務課長	谷崎 友紀
地方卸売市場次長	水野 智
営農サポートセンター所長	山崎 晃
農政企画課主幹（調整担当）	高畑 亘

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課主任	牧石 真理
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

分科会長  少し早いようですが、皆さんお集まりですので、ただいまから令和3年12月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。

  審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、飯山委員、澤田委員を指名いたします。

  各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

  なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

  また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

  なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際は、はっきりと大きな声をお願いいたします。また、苦しい場合はお申し出ください。

  これより、環境部所管分の議案の審査を行います。

  議案第193号  令和3年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費中、環境部所管分

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長           〔挨拶〕

環境部次長       〔環境部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

環境政策課長     〔議案第193号中  
燃料電池自動車導入補助事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長           これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

飯山委員           まず、燃料電池自動車導入補助事業の対象と  
なる車種についてなのですが、国産車以外に  
も補助が出るということによろしいですか。  
また、国産車以外で補助が出るのはこの韓国  
の車だけなのかどうか、教えてください。

環境政策課長     本市の補助制度に関しましては、基本的には  
国の補助制度の上乗せという形です。国の補  
助制度の対象になっているのは、議案説明資  
料に記載のトヨタ、ホンダ、ヒュンダイの3  
社でございます。現在、水素自動車を製造し

ているのはこの3社となっておりまして一かつてはメルセデスベンツもございましたけれども、現在はこの3社ということでございます。

澤田委員 今の車種の件なのですが、ホンダは今年度いっぱいまで水素自動車の生産を中止すると言っていますけれども、その場合はどう対応されるのですか。あと、来年3月にBMWが参入するということですが、そのことについてはどう対応されますか。

環境政策課長 今ほど申し上げましたように、国の補助制度をまず基本に置いて、市ではその補助の上乗せと考えております。主な目的としましては、水素自動車を広く普及させたいという思惑がございます。

国産車についても、非常にめり張りをつけていく必要もあると思いますが、まずは広く普及させたいという趣旨で、本制度を導入させていただいています。

澤田委員 補助の対象は新車のみですか。

環境政策課長 はい、新車を対象でございます。

分科会長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第193号中環境部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で経済環境分科会環境部所管分を終了いたします。

午前10時05分 休憩

~~~~~

午前10時54分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会商工労働部所管分の議案の審査を行います。

議案第193号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費、第7款商工費、議案第198号 令和3年度富山市企業団地

造成事業特別会計補正予算（第2号）、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

商工労働部長 〔挨拶〕

商工労働部次長 〔商工労働部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

商業労政課長 〔議案第193号中  
移住支援事業について、  
勤労総合福祉センター事業について、  
テレワークオフィス等開設支援事業について、  
議案説明資料により説明〕

工業政策課長 〔議案第193号中  
減債基金の積立等について、  
議案第198号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料の記載順に進めたいと思います。  
最初に、議案説明資料1ページ、2ページの  
総括表及び人件費補正について、質疑はござ  
いませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長            それでは、次に、議案説明資料３ページの移住支援事業について、質疑はございませんか。

泉委員              委員会のメンバーも１年、２年でほかの委員会の所属になるので、できればなのですが—これからの要望として、新規事業なのか継続事業なのかを最初に書いておいていただくと助かります。

それで、議案説明資料３ページの移住支援事業は新規事業ではないと思うのですが、いつ頃からこの制度が実施されたのか、その経緯だけ説明いただけると助かります。

商業労政課長      こちらの経緯でございますけれども、まず、事業につきましては、令和元年度から始まっています。もともと国のほうで東京一極集中を是正しようということで、富山県が中心となられまして、各市町村も参加した上で進めています。今年度は３年目ということになります。

分科会長            移住支援事業についての質疑はほかにないですか。

〔発言する者なし〕

分科会長 続きますして、議案説明資料4ページ、勤労総合福祉センター事業について、質疑はございませんか。

澤田委員 貸付金ということなのですが、この呉羽ハイツにおける売上げはコロナ禍前とコロナ禍ではどれぐらい差があるのでしょうか。

商業労政課長 今、議員からお尋ねがありました差でございますが、今回の補正予算を見積もるに当たりまして、売上げがいいときと悪いときを比較しました。呉羽ハイツの売上げは20%に落ちて、80%減という形になっています。今回の1,900万円につきましては、今後の売上げは20%が続くであろうという前提で見積りをした金額で、不足する額を補正予算として要求させていただいています。

澤田委員 そうすると、コロナ禍前までは黒字だったのですか。

商業労政課長 コロナ禍前までは年間およそ1,000万円から2,000万円ぐらいの黒字でございました。

澤田委員 貸付けということなのですが、返済計画等は  
どうなっていますか。

商業労政課長 まず、委員がおっしゃるこちらの貸付けは単  
年度貸付けということで、3月31日までに  
お返しいただくものになります。

それで、この1,900万円なのですが、本  
年10月、11月は売上げが少し上がってき  
ている部分もございますので、まずは必要最  
小限の額を貸し付けるということになろうか  
と思います。その上で、経営努力をしていた  
だいて返していただくと。基本的には3月い  
っぱいで一度返していただくということにな  
ります。

澤田委員 今年度いっぱいでこの1,900万円を返し  
てもらおうということですか。

商業労政課長 単年度貸付けになりますので、一応返してい  
ただいて、不足があればまた翌年度にお貸し  
するという形になろうかと思います。

澤田委員 ちょっとよく分からないのですけれども、1,  
900万円を一気に貸し付けて、今年度末ま  
でに1回返してもらって、また赤字が出たら  
その1,900万円の貸付けの中から出して

いくということですか。

商業労政課長 申し上げますと、今年度は1,900万円を貸し付けます。3月31日で返していただくわけなのですが、そのときに、財団のほうで資金がないということであれば、金融機関から一時借入れをしていただいて、市に返していただきます。その上で、市は当初予算を組み、財団にお貸しして、それを金融機関に返すという流れになっています。

澤田委員 そうすると、年度ごとに貸付けをしていくということですか。

商業労政課長 売上げが上がってくれば当然、貸付け額は下がっていくものと考えています。そういった意味で返済していただくということになります。

澤田委員 普通、民間企業であれば、借り入れたものが返済できるのであれば市中銀行からそのまま借りればいいだけで、わざわざ市が貸す必要性がよく分かりません。

商業労政課長 委員がおっしゃったように、民間企業ですと市中銀行から借入れができるわけなのですけ

れども、こちらの勤労総合福祉センターにつきましては、理事長が県の副知事、副理事長が本市の副市長ということで、いわゆる第三セクターになります。第三セクターにつきましては、政府系の金融機関から融資を受けることができません。あと、県内、市内の融資制度も受けることができないことから、市としてやむを得ず行政的な支援をするというところでございます。

澤田委員 年度末までに、一旦よその金融機関で借りて返すというようなことを言われましたよね。それが可能なのであれば、最初からそこで借りればいいのではないですか。わざわざ市で貸し付けるといふ理由がよく分かりません。

商業労政課長 市中銀行から借り入れるときには、県や市の担保が必要ですので、担保がない状態では借りられないということになります。

澤田委員 その担保というのは、呉羽ハイツの物件という意味ですか。

商業労政課長 市の来年度予算として金額が計上されているかどうかです。市中銀行から借入れをすれば、その借り入れる分が当初予算に上が

っているかどうかという部分になるかと思  
います。

澤田委員 その借入金に対して市が担保するというのは、  
物件などの話ではなくて、市が裏書するとい  
うことですか。

商業労政課長 これまでの例で言いますと、議決証明書とい  
ったようなものを取るなどしていました。

分科会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 続きまして、議案説明資料5ページのテレワ  
ークオフィス等開設支援事業について、質疑  
はございませんか。

鋪田委員 適用は2件目ということですか。交付金につい  
ては、自由民主党として国に働きかけて創設  
したという経緯もありますけれども、どんな  
事業者なのか、もう少し具体的に御説明いた  
だけますでしょうか。

商業労政課長 事業者のお名前は伏せさせていただきますが、  
こちらの事業者につきましては、現在、フラ

ワークショップを経営しておられます。このサテライトオフィスの場所につきましては丸の内周辺で、自社ビルのワンフロアを改修されてテレワークオフィスとしたいというお話をいただきまして、国のほうに計画を提出した結果、採択を受けたものになります。

鋪田委員 こういった相談については、今、どれぐらい来ているものなのでしょうか。

商業労政課長 正直、今、手元に何かあるかと言われますと、相談については特にお聞きはしておりませんが、こういった相談は案外いきなり来るものでございまして、その都度対応させていただいているという状況です。

分科会長 次に、議案説明資料6ページの減債基金の積立等について、質疑はございませんか。

松尾委員 減債基金ということなのですが、市からの投資総額と改修総額の収支について、説明いただけたらと思います。

工業政策課長 投資額については、総事業費ということで説明させていただきたいと思います。  
まず、第1期呉羽南部企業団地につきまして

は、総事業費が約50億円で、このうち企業団地内の道路や調整池といった公共施設の整備に要する経費は、一般会計での負担としています。その額は約7億円で、残りの約43億円を土地売払い収入等で賄うスキームとなっています。第1期呉羽南部企業団地の土地売払い収入等の累計は、今年度末で約30億円となります。

また、金屋企業団地につきましては、総事業費が約58億円で、このうち一般会計負担分は約9億円、残りの約49億円については土地売払い収入等で回収することになります。金屋企業団地の土地売払い収入等の累計は、今年度末で約36億円となる予定です。

松尾委員 今後も企業の誘致を推進していく必要があると思うのですが、何か計画があれば、またこういった展開で進めていかれるのか、見解を伺いたいと思います。

工業政策課長 市内、市外から企業を誘致することは、雇用の創出等、本市経済の発展に極めて重要であると考えておりまして、これまでも東京や大阪などで開催される企業立地セミナーなどに出展するとともに、物流業や製造業などの事業者を対象にダイレクトメールを送付するな

どにより、本市や呉羽南部企業団地のPRに努めてきました。

また、問合せのあった企業に対しましては、呉羽南部企業団地の現地視察に同行し、立地関係の説明を行うほか、助成金や工事費用等を記載した資料の送付を行っています。

今後ともアンテナを高くいたしまして、企業の動向などの情報をしっかりとつかみ、より効果的な誘致活動に努めるとともに、アプローチのあった企業には、市内、市外を問わず、企業訪問等により本市の強みをPRするなど、積極的な誘致活動を続けてまいりたいと考えています。

松尾委員                      引き続き努力していただけたらと思います。  
よろしく申し上げます。

分科会長                      このほかに、全体を通して、質疑漏れはない  
ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長                      ほかにないようですので、これをもって議案  
の質疑を終結いたします。  
これより、議案第193号中商工労働部所管  
分、議案第198号、以上2件を一括して意

見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で経済環境分科会商工労働部所管分を終  
了いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 37 分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会農業委員会事務局  
所管分の議案の審査を行います。  
議案第 193 号 令和 3 年度富山市一般会計  
補正予算（第 7 号）、第 1 条歳入歳出予算の  
補正、歳出第 6 款農林水産業費中、農業委員  
会事務局所管分  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

農業委員会事務局長 〔挨拶〕

農業委員会事務局次長 〔議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第193号中農業委員会事務局所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で経済環境分科会農業委員会事務局所管分を終了いたします。

午前11時40分 休憩

~~~~~

午前11時41分 再開

分科会長 これより、経済環境分科会農林水産部所管分の議案の審査を行います。  
議案第193号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費中、農林水産

部所管分、第3条繰越明許費中、農林水産部  
所管分、

議案第199号 令和3年度富山市農業集落  
排水事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第200号 令和3年度富山市公設地方  
卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部次長 〔農林水産部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

農村整備課長 〔議案第193号中  
小規模土地改良事業について、  
繰越明許費について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

農林事務所 〔議案第193号中  
農業振興課長 株式会社八尾サービスへの貸付金について、  
議案説明資料により説明〕

地方公設卸売市場次長 〔議案第200号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
順番に行きます。まず、総括説明について、  
何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 では、続きまして、小規模土地改良事業につ  
いて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 あわせて、繰越明許費について、質疑はござ  
いませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、株式会社八尾サービスへの貸付金につ  
いて、質疑はございませんか。

澤田委員 これは、八尾地域の八尾ゆめの森ゆうゆう館  
のことだと思っておりますけれども、コロナ禍前  
の売上げはどれくらいあったのですか。

農林事務所 今回、新型コロナウイルス感染症による来客  
農林振興課長 数の大幅減少が直接影響しまして、株式会社  
八尾サービスの収入の柱であります八尾ゆめ

の森ゆうゆう館において、売上げが減少しました。

今年度、令和3年4月から9月までの売上げは、4,000万円にとどまっています。コロナ禍前の令和元年4月から9月までの売上げは、約1億400万円でしたので、約6,400万円の減となっています。

澤田委員      これは貸付けになるのですか。

農林事務所    はい。

農林振興課長

澤田委員      株式会社八尾サービスについては指定管理者で、単年度会計だと思うのですが、貸付け期間はどれぐらいですか。

農林事務所    年度ごとで、1年間です。

農林振興課長

澤田委員      先ほど呉羽ハイツのときも同じことを聞いたのですけれども、単年度で3,500万円を貸して、足りない分は今年度末に返してもらうということですか。

農林事務所 農林振興課長 まず、貸付金の根拠につきましては、今年度の8月までの売上げの実績をもって今後の売上げを予測しまして、計算した結果3,500万円となっています。昨年度もコロナ禍の影響で貸付けを行っておりまして一その額は合わせて9,000万円になっていますが一一旦、年度末で返してもらって、足りない分を当初予算でまた貸し付けるという形になります。

澤田委員 よく分かりました。  
あと、例えば、このようなコロナ禍ということは契約のときには想定外の話ですよ。指定管理者制度で契約した場合、そういう想定外のことが今後起こったら、富山市で全部補填していく予定なのですか。

農林事務所 農林振興課長 株式会社八尾サービスは、コロナ禍前には700万円ほどの利益がありまして、返済計画といたしましては、半期ごとに350万円と計算して貸し付けることになっております。返していける範囲で貸し付けるということにしています。

澤田委員 先ほどの呉羽ハイツの場合は一般財団法人ということでしたが、今度は株式会社ですよ。

株式会社であれば市中銀行からお金を借りればいいと思うのですが、どうですか。

農林事務所 株式会社八尾サービスにつきましては100%出資団体でありまして、まずは市のほうで貸付けをしたいということで計上しています。  
農林振興課長

澤田委員 市が100%出資しているために、富山市のほうから貸し付けるということは理解しました。

指定管理者制度のものはこの案件だけではなくほかにもあると思うのですが、農林水産部の所管施設で指定管理者制度となっているものはこれだけですか。

農林水産部次長 これ以外にも、例えば、とやま古洞の森自然活用村などがあります。ただ、そちらについては、株式会社八尾サービスのように資金が不足する計画ではありません。農林水産部の所管施設では、八尾ゆめの森ゆうゆう館がこの状態でいくと資金が不足するおそれがあるということで、今回、補正予算で3,500万円を計上しています。

澤田委員 この八尾サービスだけが資金繰りがうまくいかなくなっていて、ほかは資金繰りはできて

いるから貸さないという判断でしょうか。

農林水産部次長    そうです。

澤田委員        八尾サービスだけ資金繰りができなかった理由というのは、売上げの減少額が大きかったということだけでしょうか。

農林水産部次長    まず、先ほど担当課長から説明したように、コロナ禍で宿泊者数がすごくダウンしているのです。主な収入源が宿泊なので、やっぱり資金繰りが難しくなって悪化しているという状況です。

澤田委員        これから年末年始にかけて、宿泊業はにぎわっていく時期だと思うのですが、そのあたりについては、売上げ見込みの中でどのように計算されていますか。

農林事務所  
農林振興課長    先ほども言いましたが、八尾サービスは、コロナ禍前には年間700万円の利益を出しておりました。今のところ、口コミですとか、インターネットのランキングにおいても結構上位に位置づけていますので、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、利益はまた回復してくるものと考えています。

分科会長 八尾サービスへの貸付金についての質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 次に、公設地方卸売市場再整備事業に係る債務負担行為の補正について、質疑はありませんか。

泉委員 これは一般質問でも答弁されたと思うのですが、1つだけお聞きします。

農林水産部に限らずなのですけれども、アスベストというのは、RC構造の鉄骨などの結露を防止するためにばーっと吹きつけるものです。倉庫や体育館、駐車場といった構造物に関しては、今は岩綿吹きつけになっていますが、基本的にはアスベストが禁止される以前の年に建設されたものは、アスベストが禁止されていないので、ほとんどの建築物においてはアスベストが使われているわけです。今後ですけれども、農林水産部だけではなくて、学校の体育館はもちろん、教育委員会での学校の統廃合でもそうだと思うのですが一要求水準書に書いてあったから調査を行ったという順序について、禁止される以前に建てられたことが明らかな建築物であれば、例え

ば各部局で事前に調査を実施して、アスベストがあるのかないのか判断した上で業者に見積りを行うという方向に改めないと、いつまでたってもこういった補正予算が出てくるのではないかという懸念があるので、部長の見解を伺いたいと思います。

農林水産部長

おっしゃるとおり、そういう古い建物につきましては、可能性としては当然考えられるわけです。

これは本会議で答弁させていただきましたが、市としましては、平成17年に調査を行いまして、飛散していなかったという調査結果が出ましたので使い続けてきたということでございます。

それで、アスベストを事前に調査するののかについて、建設年に合わせて調査するほうがいいのではということでもありますけれども、今の場合は解体工事と併せて調査する、しかも、施設整備する業者がアスベストの調査も除去も一緒にしてしまうということになります。単体で調査するほうが単価としてどうなのか、併せて行ったほうがいいのか、その考え方が1つあると思うのです。

我々としましては、同じ業者で実施しますので、工事と併せて行ってもらったほうがトー

タルで安くなるのではないかという考え方もあって、工事する会社のグループで併せて実施してもらっているという考え方で、要求水準書で縛りをかけているものでございます。ただ、おっしゃるやり方ももちろん1つの考え方ですので、今後、どういう形で行っていくのがいいのか、市のほうでいろいろな角度から検討してみたいと思います。ただ、今回の考え方としてはそういうことです。

泉委員

了解しました。

ただ、補正予算を組む事例は必ず出てくる一昭和何年だったか忘れましたが、アスベストが禁止になった以前に建てられた建物には、ほぼ100%アスベストが使われていると認識されて結構だと思っております。私も建築の際に使っていました。その後は岩綿吹きつけに変わってきて一移行期間が何年かかぶるところはあるのですが一そういったことを事前に調べた上でないと、これからも本当にこういった事例が出てきます。

それと、アスベストの除去、処理費用については、基本的には公共工事における歩掛かりがありません。つまり、業者との信頼関係というか、言い値といったことで結構けおされる分野ですので、その業者にお任せするので

はなくて、事前にきちんと見積りを取った上で一競争入札までは要らないと思うのですが、そういった制度も1回試されたほうが、多少なりとも経費が節約できるのではないかという思いで言ったので、また検討してください。よろしくをお願いします。

分科会長           ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第193号中農林水産部所管分、議案第199号、議案第200号、以上3件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長           意見の表明なしと認めます。  
以上で経済環境分科会農林水産部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年12月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を閉会いたします。

令和3年12月定例会  
予算決算委員会経済環境分科会記録署名

分科会長 押 田 大 祐

署名委員 飯 山 勝 彦

署名委員 澤 田 和 秀